事 務 連 絡 令 和 3 年 3 月 31 日

金融庁監督局銀行第一課 金融庁監督局銀行第二課 金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 農林水産省経営局金融調整課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 厚生労働省社会・援護局保護課

亡くなられた身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年 12月18日閣議決定)において、「市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等 に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条) については、預貯金も遺留金 銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知 する。」とされたところです。

今般、同対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、 市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32年法律第93号)第11条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) 第9条第2項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てること ができることを改めて地方公共団体に周知することとしていますので、この旨を貴 省庁から各金融機関の関係団体に周知いただきますようお願いします。